掛川市条例第３６号

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年１０月６日

掛川市長

（別紙）

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年掛川市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円

」を

「

239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　改正後の掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年４月１日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3　平成26年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の掛川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。